

住民投票

(住民投票)

- 第13条 町長は、町政の重要な事項について、広く町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 町民、議会及び町は住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票する事項、投票資格者、その他実施に関して必要なことを決めた条例を、別に定めるものとします。
- 4 住民投票は、投票者の総数が実施された住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないこととし、この場合に開票作業やその他の作業は行いません。
- 5 同じ内容の事案については、2年を経過しないと住民投票を行いません。



町議会で事案ごとに住民投票条例を制定します。

町民によるまちづくり活動の推進

まちづくりの実践を積み重ねることが重要です。

(町民によるまちづくり活動の推進)

- 第14条 議会及び町は、地域の自治会活動など町民が主体的に行っている公共活動を認め、守り育てながらまちづくりを進めます。
- 2 町は、町民のまちづくり活動を支援するため、適切にその環境を整えます。
- 3 町は、子どもからお年寄りまでそれぞれの年齢に応じたまちづくりに参加できるように必要な配慮を行い、男女の参加する機会が均等となるように努めます。

